

香芝市環境配慮型企業定着促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所の周辺地域への生活環境に配慮するための設備の導入若しくは改良又は建物の改修を行う事業者に対し、予算の範囲内において環境配慮型企業定着促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、周辺住民との生活環境の調和及び企業の定着を促進し、もって地域産業の活性化に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、製造業を営む中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。)であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内で引き続き1年以上事業を営むものであること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 香芝市暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 設備を導入する場合にあつては、当該設備について、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)第2条第1号に規定する補助金等の交付を受けていないこと。

(平成28年4月1日・一部改正)

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の事業所において、環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する公害のうち、騒音、振動又は悪臭により生ずる人の健康又は生活環境に係る被害を防止し、市が定める環境基準以下に低減するための設備の導入若しくは改良又は建物の改修を行う事業であつて、次条に規定する補助対象経費の総額が50万円以上のものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、設備費、工事費及び調査費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額に4分の1を乗じて得た額以内とし、150万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、香芝市環境配慮型企業定着促進補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業及び事業概要書(第2号様式)
- (2) 履歴事項全部証明書(法人に限る。)
- (3) 直近の決算書(法人以外にあっては、これらに相当する書類)
- (4) 補助対象事業を行う場所を明らかにした図面
- (5) 補助対象事業の仕様を明らかにする書類
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 騒音、振動又は悪臭の測定の結果を証する書類及び改善計画書
- (8) 市税に滞納がない証明書
- (9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に定める検査済証の写し
又は建築基準法上適法に操業されていることを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、香芝市環境配慮型企業定着促進補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その決定後において、第6条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、速やかに香芝市環境配慮型企業定着促進補助金変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、速やかに香芝市環境配慮型企業定着促進補助金実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に

提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施状況が分かる写真又は資料
- (2) 設備の導入にあつては、引渡書の写し
- (3) 騒音、振動又は悪臭の改善報告書
- (4) 領収書の写し等支払を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、香芝市環境配慮型企業定着促進補助金確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、香芝市環境配慮型企業定着促進補助金交付請求書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求書を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 市長は、交付決定者がこの要綱の規定に違反し、又は次に掲げる事項に該当すると認められるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定後、5年以内に事業を廃止又は市内での操業を取りやめたとき。
- (3) 交付決定後、5年以内に補助対象事業に係る設備又は建物を売却、譲渡、交換、移設又は担保に供したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この要綱の施行後平成33年3月31日までの間に、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。